

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の一部を改正する要領

下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領（平成２９年４月１日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
第 3 総合評価方式における評価方法				第 3 総合評価方式における評価方法			
3 評価基準及び評価点				3 評価基準及び評価点			
(1) 企業の技術力				(1) 企業の技術力			
③ 企業の技術的能力（特別簡易型、簡易型、標準型に適用） 表－ 5				③ 企業の技術的能力（特別簡易型、簡易型、標準型に適用） 表－ 5			
表－ 5				表－ 5			
評価の細目	評価基準	評価点	備考	評価の細目	評価基準	評価点	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
作業船の保有 状況	<u>主作業船のうち、いずれかを自社保 有している</u>	<u>1</u>		作業船の保有 状況	<u>主作業船のうち、いずれかを自社保 有又は共同保有（保有比率又は支払 比率 5 0 %以上）している</u>	<u>1</u>	
	<u>主作業船のうち、いずれかを共同保 有している</u>	<u>0. 5</u>			<u>主作業船のうち、いずれかを共同保 有（保有比率又は支払比率 2 0 %以 上 5 0 %未満）している</u>	<u>0. 5</u>	
	いずれの主作業船も保有していない	0			<u>主作業船のうち、いずれかを共同保 有（保有比率又は支払比率 2 0 %未 満）している</u>	<u>0. 25</u>	
		いずれの主作業船も保有していない	0				
略	略	略	略	略	略	略	略
4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等				4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等			
(1) 企業の技術力				(1) 企業の技術力			
③ 企業の技術的能力 表－ 1 0				③ 企業の技術的能力 表－ 1 0			

改正前			改正後		
表－１０			表－１０		
項 目	留 意 事 項	様式 番号	項 目	留 意 事 項	様式 番号
略	略	略	略	略	略
作業船の保有状況	①主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常の海上工事に使用される作業船（１５種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。なお、共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。 主作業船（１５種） １～１５ 略 ②保有が確認できる資料として、 <u>登記簿謄本、船舶検査調書又は海上保険証券のうち、いずれかの写し</u> を添付すること。 ③共同保有の場合は、①のなお書き以降が明記されている契約書等の写しを添付すること。 ④保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。 ⑤共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	－	作業船の保有状況	①主作業船を使用する海上工事において、次に掲げる通常の海上工事に使用される作業船（１５種）のうち、いずれかを自社保有又は共同保有している場合に評価する。なお、共同保有とは、作業船の保有あるいは作業船の現行機能を保持するにあたり、新造、改良又は機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担していることをいう。 主作業船（１５種） １～１５ 略 ②保有及び保有比率又は保有及び支払比率が確認できる資料として、 <u>登記簿又は海上保険証券の写し</u> を添付すること。 ③共同保有の場合は、①のなお書き以降が明記されている契約書等の写しを添付すること。 ④保有の主作業船が設計標準歩掛表（港湾編）に記載の規格未満の場合は、施工が可能であることが分かる資料（任意様式）を提出すること。 ⑤共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	－
略	略	略	略	略	略

改正前						改正後					
様式第 2 号（特別簡易型）						様式第 2 号（特別簡易型）					
(表)						(表)					
技術提案資料提出一覧表						技術提案資料提出一覧表					
工事名：			商号又は名称：			工事名：			商号又は名称：		
評価項目			区分			提出書類	提出枚数				
略	略	略	略			略	略				
		作業船の 保有状況	<u>自社 保有 り</u>	<u>共同 保有 有り</u>	保有 なし	注 7	枚				
略	略	略	略			略	略				
	略	略	略			略	略				
略	略	略	略			略	略				
	略	略	略			略	略				

評価項目			区分			提出書類	提出枚数				
略	略	略	略			略	略				
		作業船の 保有状況	<u>自社 保有 又は共 同保有 (50% 以上)</u>	<u>共同 保有 (20% 以上 50%未 満)</u>	<u>共同 保有 (20% 未満)</u>	保有 なし	注 7	枚			
略	略	略	略			略					
	略	略	略			略	略				
略	略	略	略			略	略				
	略	略	略			略	略				

改正前

様式第 2 号（簡易型）

(表)

技術提案資料提出一覧表

工事名：商号又は名称：

評価項目			区分			提出書類	提出枚数
略	略	略	略			略	略
	略	作業船の保有状況	<u>自社保有り</u>	<u>共同保有有り</u>	保有なし	注 7	枚
	略	略	略			略	略
略	略	略	略			略	略

改正後

様式第 2 号（簡易型）

(表)

技術提案資料提出一覧表

工事名：商号又は名称：

価項目			区分				提出書類	提出枚数
略	略	略	略				略	略
	略	作業船の保有状況	<u>自社保有又は共同保有(50%以上)</u>	<u>共同保有(20%以上50%未満)</u>	<u>共同保有(20%未満)</u>	<u>保有なし</u>	注 7	枚
	略	略	略				略	略
略	略	略	略				略	略

改正前

様式第 2 号（標準型）

(表)

技術提案資料提出一覧表

工事名：商号又は名称：

評価項目			区分			提出書類	提出枚数
略	略	略	略			略	略
	略	作業船の保有状況	<u>自社保有り</u>	<u>共同保有有り</u>	保有なし	注 7	枚
	略	略	略			略	略

改正後

様式第 2 号（標準型）

(表)

技術提案資料提出一覧表

工事名：商号又は名称：

評価項目			区分				提出書類	提出枚数
略	略	略	略				略	略
	略	作業船の保有状況	<u>自社保有又は共同保有(50%以上)</u>	<u>共同保有(20%以上50%未満)</u>	<u>共同保有(20%未満)</u>	<u>保有なし</u>	注 7	枚
	略	略	略				略	略

様式第 2 号（特別簡易型）、様式第 2 号（簡易型）及び様式第 2 号（標準型）中「保有が」を「保有及び保有比率又は保有及び支払比率が」に、「登記簿謄本」を「登記簿」に改め、「船舶検査調書」及び「のうち、いずれか」を削除し、「また、」の前に、「※作業船の保有比率を確認する資料として「登記簿」、保険支払比率を確認する資料として「海上保険証券」の写しを求めるものとする。なお、登記簿と海上保険証券とで記載された比率が異なる場合、海上保険証券の比率にもとづき判定する。」を加える。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領による改正後の下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公告又は通知する競争入札について適用し、施行日より前に公告又は通知した競争入札については、なお従前の例による。